

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 27 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23520225

研究課題名(和文)日本近世出版制度史の研究

研究課題名(英文)The History of the premodern publishment in Japan

研究代表者

山本 秀樹(YAMAMOTO, Hideki)

岡山大学・社会文化科学研究科・教授

研究者番号：60252409

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：町触として出される江戸幕府の出版法は、その上位規定として高札の「いかがわしい書物を取り扱ってはならない」との書物取扱法を持ち、写本にも準用されるものであることを明らかにした。また、豊富な現存史料の公刊がなされているにもかかわらず、それにもとづく史的記述がなされていなかった大阪本屋仲間の歴史記述を開始した。

研究成果の概要(英文)：This research proves as follows.
The Edo Shogunate(幕府) had two ways to issue its regulations to people. One is to put up a Kosatsu (高札:street bulletin board) on which bans and notifications from bakufu(幕府) were written. The other is for the Machiyakunins (municipal officials) to assemble people and notify the regulations issued by the town magistrate office and others, such as 'machibure(町触)' (laws for merchants and artisans). The publishing laws of the Edo Shogunate are issued as machibure. But the laws issued by Kosatsu is higher level than the laws by Machibure. In Edo period, The publishing laws are the subsidiary regulations of one book marchant regulation on Kosatsu, which covers the manuscripts.
Meanwhile, I started to describe the history of the publisher's association in Osaka in the Edo period which is based on the historical records at first.

研究分野：日本近世文学

キーワード：日本近世文学 日本近世史 日本近世法制史 出版史 大坂本屋仲間記録 大阪本屋仲間記録

1. 研究開始当初の背景

江戸時代の出版業の中心は、その後期にいたるまで江戸・京都・大阪の三都市（三都）であるが、その出版制度に関しては、まとまった総説的研究を欠く状態にあると言える。

江戸時代の出版業態に関していまだに参照され続けているものとして、戦前昭和0年代の『京阪書籍商史』ならびに『江戸書籍商史』があるが、『京阪書籍商史』は、詳細具体的な出版業態の記述ではあったが、出版の制度を史的（年代的）に記述するという方針は持っておらず、また、史料の紹介に比重がかかってしまい、現代語による分析的記述を欠きがちという憾みがある。また、『江戸書籍商史』の方は『京阪書籍商史』とは見劣りがして、江戸書籍商に関する記述の項目も少なく、『京阪書籍商史』ほど充実したものはなく、しかもなおかつ叙述の姿勢は概説的読み物風のものであり根拠となる史料名の提示すらほとんどない。

昭和0年代以降、この分野における研究の進展が乏しかった理由として、史料の散逸、及び史料利用の不便性があったと思われる。

享保の改革以後、三都の（と言うことはすなわち日本の）出版を統括した者は、享保の改革によって公的存在に成り上がった三都の本屋仲間であり、と言うことはすなわち享保以後の江戸時代中後期の出版制度を明らかにするには、三都の本屋仲間史料があれば好いのであるが、残念ながら江戸・京都の史料はほぼ散逸し、大阪の史料しか残らなかった。

江戸本屋仲間の史料は、『徳川時代書籍考』（大正元年）に今日存在の知られない史料が引用されることから見て、大正大震災以前において伝存していた何らかの史料があったことはまちがいないが、大震災後にまた大空襲にあった今日の東京に伝えられる本屋仲間史料はほとんど「三組書物問屋諸規定」（早稲田大学図書館蔵、昭和52年3月『早稲田大学図書館紀要』18に金子宏二氏による翻刻紹介あり）と享保以後の出版書の『割印帳』（昭和年代に翻刻も影印も公刊あり、さらに近年、より善い写本が影印刊行された）しか知られていない。

また、大震災にも空襲にも遭わなかった京都の史料も、なぜか昭和0年代にはすでにほとんど湮滅してしまっていたことが前出『京阪書籍商史』に記述があって確実である。

かろうじて今日に伝わる（年代的には幕末を中心とする）極一部の京都史料は昭和52年『京都書林仲間記録』全6巻等として公刊され、それに比して、まことに充実した伝存量を誇って好い大阪の史料も昭和50年～平成5年『大坂本屋仲間記録』全18巻として、あるものは翻刻され、あるものは影印刊行された。

このように今日、今に伝わる本屋仲間史料はほぼ全て、居ながらにして活用され得る状

態に置かれたと言って好く、史料の刊行紹介は行われたものの、しかしその後も、こと制度史という観点から見ると研究は散発的、課題は極めて限定的で、刊行紹介された史料の内容の分析的研究活用はさほど進んでいないと言って好い状態にあると思われる。

要するに日本史分野において出版制度に視野を定めて研究を行う学的必然性はいまだ見出されておらず、これを扱った研究論文の数はきわめて少なく、また、出版史は、残念ながらまとまった高度な専門的知識や基礎的技能を効率的に伝授する大学教育の中の一分野として確立されておらず、それぞれの研究者の独学独習の努力に依存しているため、万全の専門的レベルを確保していない。出版史学会の所属研究者によるこの分野の代表的研究成果は弥吉光長氏の『未刊史料による日本出版文化』1～4（ゆまに書房、昭和63～平成元年）であろうが、図書館人であることを誇る著者の関心は、余りに未刊史料を使用あるいは翻刻紹介することにかたよりすぎていて、既翻刻史料の把握理解に欠けるところがあると言わざるを得ないものであり、また、翻刻に時間を取られたか、肝心の考察を記す部分が、あきらかに未完成の未定稿状態のまま刊行されてしまっている巻をすら含んでおり、まことに残念なことながら高いレベルの達成とは評しがたいところがある。

そして日本近世文学研究分野においても、もともとが文学研究を本分とする人間の集まりであるから、史料が刊行紹介されてもそれを大々的に扱って、基礎的認識を記述して広く大方の利用に供しておこうという意欲に乏しかったものと思われる。

しかし、日本史分野においては軽視して済む問題かもしれないが、日本近世文学研究分野においてはそうではあるまい。すくなくとも書誌学と同じように、研究の前提的基礎分野としてそれに関する確実な情報が、得やすい形で常に用意されていなければならない分野であると思われる。

いつまでも、史料が紹介刊行されたそのままの状態に放置されていて好い分野ではあるまい。この分野に関する情報にアクセスしやすい状況を作り出してやることによって、この分野の情報の利用が促進され、この分野自体の有用性、その価値が、やがて証明されて行くことにつながって行くであろうことが予想される。

応募者は平成16年度～平成19年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究課題番号16520107「江戸時代の三都（江戸・京都・大阪）出版法制の比較研究」等により三都の出版法令を三都の編年体町触集成（『江戸町触集成』全19巻、『京都町触集成』全13巻別巻2巻、『大阪市史』三・四上・四下）等から抽出しその一覧表「江戸時代三都本屋・出版物関係町触一覧」を作成し（同上科研費研究成果報告書、平成20年）次いで平成20

年度・平成21年度運営費交付金をも用いて、江戸時代の三都町触に見られる出版法についてつぶさに観察してみたところ、江戸時代の出版法はほぼ三都市それぞれ個別の状態にあり、三都に共通する出版法は享保・天保の改革期等にきわめて限定的にしか観察されないということを明らかにしたが(『江戸時代三都出版法大概 文学史・出版史のために』岡山大学文学部研究叢書29、岡山大学文学部、平成22年2月)その作業における補助的調査(江戸幕府による幕府法令集成『御触書集成』及び江戸本屋仲間「三組書物問屋諸規定」の参照)によって明らかになったことは、享保以後の本屋仲間統括時代においては、微調整的制度改革の指示は本屋仲間行事(行司)に対して発令され、町触上に現れないものがあるということであった(同上『江戸時代三都出版法大概 文学史・出版史のために』)。

したがって、江戸時代中後期の出版制度史を明らかにするために本屋仲間史料の内容点検確認作業は必須である。

2. 研究の目的

『大阪本屋仲間記録』を用いて、江戸時代大阪における出版の前提条件の歴史の変遷を可能な限り明らかにすることであった。

さらには、大阪における歴史状況から、他の江戸時代の出版中心地であった京都・江戸の歴史状況をも類推し得る限りのものを類推し、類推してはいけないものは類推してはいけないものとして可能な限り明らかにすることであった。

3. 研究の方法

『大阪本屋仲間記録』の精読通読とその内容の整理抽出、史的配列、および関連史資料・関連研究文献の収集理解・活用による実証的解明である。

4. 研究成果

「江戸幕府の特定写本禁止法とその思想」(上)(下)『岡山大学文学部紀要』第61号・第62号)および「大阪本屋仲間の歴史」の連載を開始、その(一)(二)を発表した(『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』第38号、第39号)。

前者は研究課題である「日本近世出版制度史」の前提となる江戸幕府の出版法の構造を解明したもので、江戸時代出版法町触の親規定として高札に掲げられた書物取扱法規の一条があり、出版法町触が版本だけでなく筆で書かれる写本にも融通適用されることを指摘し、江戸時代出版法はそのまますなわち江戸時代書物法であったことを解明した。この江戸時代出版法がそのまま江戸時代書物法であり得ることについては、これまでに気

付かれたことはなかった。

後者は、従来、きちんと通史的検討を経たことのない大阪本屋仲間記録に研究的分析作業をほどこした上でそれを全面的に用いて、大阪本屋仲間の歴史を描こうとしたものである。連載二回分ではまだその初発時期について記述し始めたばかりと言ってよい元禄期の分析記述にしかになっていないが、今後も連載継続を予定している。

また、後者執筆の必要上、関係史料を点検していた際、研究課題初年度以来の懸案であった大阪本屋仲間記録『差定帳』冒頭部に存する添削書き入れが、いつ、誰によって、何のためになされたのか、そして、われわれはその添削前の規定を用いるべきなのか、添削後の規定を用いるべきなのか、の問題を解決するための鍵を発見した。

この難問は本研究全体の進行を遅延させた難問であり、この難問が重要基幹史料の冒頭部にあったがために、「大阪本屋仲間の歴史」を研究最終年度にいたるまで書き始めることができなかつたのであったが、研究の最終年度に至り、もはや後のない状態で、執筆の中断を覚悟の上でやむなく書き始めたのであったが、奇しくもその資料点検の過程でこの難問が氷解する鍵となる確証を手に入れたのであった。

このことについてはいまだ成文化し得ていないので、可及的速やかに学界にその解の正否を問う心づもりである。

また、先年、拙著『江戸時代三都出版法大概』において、江戸時代前期、江戸においては出版時に本に不安内容が含まれる場合、板木屋がそれにつき町奉行所に照会することを義務づけられていたことを明らかにしたのであったが、さらにそれが本屋の出版届出制に近いものとして拡張実施されていたとおぼしき手がかりを得た。これについても可及的速やかに公表し学会にその正否を問うつもりである。

これら、すべての研究成果が、これまで知られていなかったか、あるいは、意識されていなかった事実認識ばかりであると言える。

そしてまた、これらのすべては、江戸時代に出版されたものを読み、理解し、考える上での前提と言ってよいことと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4件)

山本秀樹、江戸幕府の特定写本禁止法とその思想(上) 幕府出版規制が実は書物規制であること、岡山大学文学部紀要、査読無、第61号、2014、pp.104-116

山本秀樹、江戸幕府の特定写本禁止法と

その思想(下) 幕府出版規制が実は
書物規制であること、岡山大学文学
部紀要、査読無、第62号、2014、pp.89-100

山本秀樹、大阪本屋仲間の歴史(一)

先行研究が有してきた『御触書集成』
収録法が三都に共通するという先入観を
とりのぞく試み、岡山大学大学院社
会文化科学研究科紀要、査読無、第38号、
2014、pp.13-25

山本秀樹、大阪本屋仲間の歴史(二)

元禄二十四人衆(上)、岡山大学
大学院社会文化科学研究科紀要、査読無、
第39号、2015、pp.1-18

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等：なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 秀樹(YAMAMOTO Hideki)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教
授

研究者番号：60252409

(2) 研究分担者：なし

()

研究者番号：

(3) 連携研究者：なし

()

研究者番号：